

# 設 計 書

課 長	係 長	照 査	設 計

年度 令和8年度

設計年月 令和7年12月

工期 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

業 務 名 粉末活性炭運搬及び開袋投入委託（新山科浄水場）

履 行 場 所 京都市山科区勧修寺丸山町1番地 新山科浄水場

業 務 費 業 務 価 格 円

消費税等相当額 円

京都市 上下水道局

京都市



## 粉末活性炭運搬及び開袋投入委託（新山科浄水場） 費用内訳書



# 粉末活性炭運搬及び開袋投入委託（新山科浄水場）

## 特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外



## 1 共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、令和7年12月版の水道部施設課作業一般仕様書(委託)による。

なお、作業一般仕様書は水道部施設課で配布する。

## 2 作業概要

本作業は、原水に水道用粉末活性炭（以下「粉炭」という。）を注入し、水道水の脱臭及び緊急時の対応を目的とするものであり、それに伴う粉炭の場内運搬、スラリー槽への開袋投入及びスラリー槽内等の清掃を行うものである。

## 3 作業場所

京都市山科区勧修寺丸山町1番地 新山科浄水場

## 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 5 作業予定数量

(1) フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコン」という。）の開袋投入	1000袋／年
(2) 20kg紙袋の開袋投入	2000袋／年
(3) フレコンの場内運搬	1000袋／年
(4) 注入設備清掃	1回／年

ただし、原水の水質状況等により大きく変動する場合がある。

## 6 有資格者

現場代理人及び現場作業員の中に次の資格者を含まなくてはならない。

また、有資格者本人が運転及び操作に従事しなければならない。

- (1) フォークリフト運転技能講習修了者
- (2) クレーン運転業務特別教育修了者
- (3) 玉掛け技能講習修了者
- (4) 酸素欠乏危険作業特別教育修了者
- (5) 普通自動車運転免許証

## 7 作業内容

### (1) 開袋投入作業

ア 粉炭注入棟留置場所のフレコンをホイストによりスラリー槽粉炭投入口まで運搬し、フレコン内の粉炭を残らず槽内に開袋投入しなければならない。

なお、フレコンは1袋約360kgである。

また、20kg紙袋については、人力で槽内に開袋投入すること。

イ 開袋後の空袋は1袋ずつ折りたたみ、折りたたんだ数袋を1袋に収納し、粉炭注入棟の所定場所に留置しなければならない。

ウ 開袋作業終了後、放水等により作業場所を清掃しなければならない。

### (2) 場内運搬作業

ア 粉炭倉庫に留置されているフレコンを、粉炭注入棟留置場所まで運搬しなければならない。

イ 粉炭倉庫から粉炭注入棟までの運搬はフォークリフト及びトラック等で行い、留置場所への荷降ろしはホイストにより行わなければならない。

なお、荷降ろし時はホイスト巻下位置に注意して作業しなければならない。

ウ 運搬作業に必要なフォークリフト、トラック等は受託者が用意し、過積載はしてはならない。

### (3) 注入設備清掃作業

ア スラリー槽内に立入り、槽内に残留している粉炭を放水等により清掃しなければならない。

イ スラリー槽内には、必ず攪拌機電源ブレーカ「切」の確認及び槽内酸素濃度測定による安全確認を行なった上で立入り、槽内作業中は送風機による常時換気を行わなければならない。

ウ スラリー槽内清掃作業終了後、地下ポンプ室のスラリー槽ドレン側溝及び排水ピットに溜まった粉炭を放水等により清掃しなければならない。

エ 安全確保に必要な酸素濃度測定器、送風機等は受託者が用意しなければならない。

## 8 作業通知

- (1) 作業内容、日時、数量及び作業スラリー槽については、監督員が受託者に対して通知をする。ただし、原水の水質状況等により委託期間中に通知がない場合がある。
- (2) 作業の通知を受けた受託者は、作業を最優先し、変更を求めるときは粉炭注入工程等に影響がない範囲内で監督員と協議しなければならない。
- (3) 緊急を要する場合は、夜間、休日を問わず作業の通知をするので、現場代理人の連絡先を明確にし、作業員の確保など即時対応できる体制を整えておかなければならぬ。

## 9 その他

- (1) 許可なく施設内に立ち入ってはならない。また、許可なく設備に触れてはならない。
- (2) 作業開始前及び作業終了後は、必ず監督員にその旨を連絡しなければならない。
- (3) 水道施設内のため、衛生の保持に努め、不潔な行為をしてはならない。
- (4) 必要に応じ、検便その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。
- (5) 作業終了後は作業場所を清掃し、受託者が持ち込んだ一般ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。
- (6) 本委託中において、開袋予定数量、注入設備清掃回数等、本仕様書記載事項に変更が生じた場合は設計変更を行うものとする。
- (7) 初回作業の前に、クレーン、ワイヤー、吊り具の状態を確認し、写真により記録しなければならない。
- (8) ホイスト使用時においては、吊り荷の斜め吊りや巻下げ過ぎは、乱巻きやキンク等のワイヤー変形の原因となるため、十分に注意して作業しなければならない。
- (9) クレーンの使用にあたっては、適正な使用に努めるとともに、使用毎に点検を実施しなければならない。また、作業中クレーン等に異常が見つかった場合は速やかに監督員に報告しなければならない。
- (10) 受託者原因によりクレーンが故障した場合は、受託者負担で修理しなければならない。
- (11) 本仕様書に明記されていない事項については、事前に監督員と協議しなければならない。

# 新山科浄水場 全体平面図

